平成２６年（フ）第４５９号
新潟市西区小針２丁目２番20号　ダイアパレス青山遊園707号
債務者　知野　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６９号
神戸市中央区大日通１丁目２番10―705号
債務者　松崎　有沙（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１号
神戸市灘区原田通１丁目２番11号　マンション王子402
債務者　中島　　悠
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０号
兵庫県西宮市甲子園九番町10番３―508号、前住所兵庫県三田市つつじが丘北３丁目６番地13
債務者　片岡　誠治
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８号
広島県東広島市黒瀬町乃美尾459番地５　大田荘１号
債務者　佐藤　忠吉
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１号
広島市西区南観音町19番22―804号
債務者　矢口芳江こと　矢口　美江
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４号
広島県安芸郡坂町小屋浦３丁目５番１号
債務者　友田　邦喜
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８号
熊本県荒尾市荒尾832番地１　平和アパート北２号
債務者　西川　利明
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第６号
北海道苫小牧市東開町５丁目１番39号
債務者　今　　紹好
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第７号
宮城県大崎市鹿島台平渡字巳待田455番地１　中塩貸家
債務者　花田　　瞳（旧姓屋代）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
金沢市駅西新町２丁目１番４号　ヴァンクール102―201号、従前の住所金沢市粟崎町２丁目346番地２
債務者　石田なつ美
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１号
静岡県賀茂郡河津町浜154番地の４　アベイル河津903
債務者　森下　陽子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第１１号
滋賀県草津市平井４丁目５番18号　三上荘１号棟10号、前住所滋賀県草津市青地町63番地５
債務者　寺田美佐子（旧姓岳）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６３３号
兵庫県西宮市弓場町３―１―403、住民票上の住所兵庫県三田市小柿2075番地16
債務者　山根　悠治
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０号
兵庫県西宮市中前田町３番９―402号、前住所兵庫県西宮市中須佐町４番13―201号
債務者　友行　房子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２号
兵庫県尼崎市梶ケ島６番５号　ハイツタカオカ202
債務者　金丸須摩子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９号
愛媛県松山市高岡町127番地７　シニアマンション佳夢405号
債務者　中矢　榮子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
松山地方裁判所民事部